

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年6月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第60期第1四半期（自平成24年2月1日至平成24年4月30日） |
| 【会社名】 | クロスプラス株式会社 |
| 【英訳名】 | CROSS PLUS INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 森 文夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 名古屋市西区花の木三丁目9番13号 |
| 【電話番号】 | 052 - 532 - 2211（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営企画室長 山本 大寛 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 名古屋市西区花の木三丁目9番13号 |
| 【電話番号】 | 052 - 532 - 2211（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営企画室長 山本 大寛 |
| 【縦覧に供する場所】 | クロスプラス株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第59期 第1四半期連結 累計期間 | 第60期 第1四半期連結 累計期間 | 第59期 |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成23年 2月1日 至平成23年 4月30日 | 自平成24年 2月1日 至平成24年 4月30日 | 自平成23年 2月1日 至平成24年 1月31日 |
| 売上高(百万円) | 17,377 | 18,180 | 80,258 |
| 経常利益又は経常損失() (百万円) | 1,186 | 1,181 | 396 |
| 四半期(当期)純損失() (百万円) | 797 | 645 | 65 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 868 | 529 | 132 |
| 純資産額(百万円) | 18,042 | 17,956 | 18,632 |
| 総資産額(百万円) | 38,831 | 38,923 | 39,887 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円) | 109.01 | 88.20 | 9.01 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円) | - | - | - |
| 自己資本比率(%) | 45.9 | 45.9 | 46.3 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第59期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、渋谷109系SPA事業を営むVENT HONG KONG LIMITED(平成24年1月設立)を、当第1四半期連結累計期間より連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要や米国経済の改善を背景に、穏やかな回復傾向にありました。しかし欧州危機の再燃、電力供給制限など不安定要素により、先行き不透明な状況が続いております。

当アパレル業界におきましても、震災後の消費自粛ムードからは脱しつつありますが、所得や雇用の改善は見られず消費者の節約志向が続くなど、依然厳しい状況で推移いたしました。

このような状況におきまして、当社グループは、持続的な成長と企業体質の強化により企業価値の向上を目指すため、「企画提案力の強化」、「市場変化への対応」、「効率経営の推進」に取り組んでまいりました。

製造卸売グループでは、売場提案型トータル販売による量販店の強化、専門店や無店舗チャンネルへの販売拡大に注力いたしました。その結果、売上高は、大手GMS(総合スーパー)のPBは拡大したものの、GMSで展開する自主運営ブランド売場を5ブランドから3ブランドに集約したことが影響し、量販店チャンネルは減少いたしました。一方、大手専門店チェーン向けやスタイリング靴が手がける有力SPA向けが拡大したことで、専門店チャンネルが大きく伸長したことに加え、TVショッピング向けの好調により無店舗チャンネルも増加いたしました。

SPAグループでは、渋谷109系SPA事業の㈱ヴェント・インターナショナルにおいて、主力ブランドの強化、新ブランド「ジュジュエッタ」の展開などにより立て直しに努めましたが、郊外ショッピングセンター店舗が伸び悩んだことで、直営店売上が減少いたしました。一方キャリア&ミセス系SPA事業は、既存店売上の拡大と無店舗向けや海外卸売などに注力してまいりましたが、直営店売上は不採算店舗撤退の影響により減少したものの、震災による落ち込みから着実に回復しており、特にジュンコシマダジャパン(㈱)の「49AV バイ ジュンコ シマダ」は好調に推移いたしました。

これらの結果、製造卸売グループ、SPAグループとも売上は前年を上回りましたが、売上総利益は減少し、販売費及び一般管理費も減少した結果、営業損失、経常損失とも前年横ばいとなりました。

以上により、売上高は181億80百万円(前年同期比4.6%増)、営業損益は12億24百万円の損失(前年同期は12億15百万円の営業損失)、経常損益は11億81百万円の損失(前年同期は11億86百万円の経常損失)、四半期純損益は6億45百万円の純損失(前年同期は7億97百万円の四半期純損失)となりました。

なお、当社グループは衣料品事業のみの単一セグメントのため、セグメント別の記載はしておりません。

グループ別、販売チャンネル別の売上高は以下のとおりです。

| 区分 | | 金額(百万円) | 前年同期比(%) | |
|--------------|--------------------|---------|----------|-------|
| 製造卸売 グループ | 量販店 | 6,919 | 7.7 | |
| | 専門店 | 6,454 | +22.4 | |
| | 無店舗 | 1,330 | +20.6 | |
| | 百貨店 | 214 | 27.0 | |
| | その他 | 324 | 10.9 | |
| | 製造卸売グループ合計 | 15,242 | +4.9 | |
| SPA グループ | 渋谷109系 SPA事業 | 直営店 | 1,523 | 3.1 |
| | | その他 | 345 | +43.8 |
| | 小計 | | 1,869 | +3.1 |
| | キャリア&ミセス系 SPA事業 | 直営店 | 734 | 1.8 |
| | | その他 | 404 | +23.7 |
| | 小計 | | 1,138 | +5.9 |
| SPAグループ合計 | | 3,008 | +4.1 | |
| グループ合計 | | 18,251 | +4.8 | |
| 消去 | | 70 | - | |
| 合計 | | 18,180 | +4.6 | |

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第 1 四半期連結会計期間末の総資産は、389億23百万円となり、前連結会計年度末に比べ 9 億64百万円の減少となりました。

流動資産は262億76百万円となり、前連結会計年度末に比べ16億 9 百万円の減少となりました。流動資産の減少の主な要因は、現金及び預金が17億48百万円減少したことによります。

固定資産は126億47百万円となり、前連結会計年度末に比べ 6 億46百万円の増加となりました。固定資産の増加の主な要因は、投資その他の資産が 5 億 3 百万円増加したことによります。

(負債)

当第 1 四半期連結会計期間末の負債は、209億66百万円となり、前連結会計年度末に比べ 2 億88百万円の減少となりました。

流動負債は188億 3 百万円となり、前連結会計年度末に比べ 2 億29百万円の減少となりました。流動負債の減少の主な要因は、短期借入金が 9 億円増加したものの、支払手形及び買掛金が11億37百万円減少したことによります。

固定負債は21億63百万円となり、前連結会計年度末に比べ59百万円の減少となりました。固定負債の減少の主な要因は、長期借入金が40百万円減少したことによります。

(純資産)

当第 1 四半期連結会計期間末の純資産は、179億56百万円となり、前連結会計年度末に比べ 6 億76百万円の減少となりました。純資産の減少の主な要因は利益剰余金が 7 億92百万円減少したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社が既存の事業の強化及び新規事業の拡大を実現し、企業価値を向上させていくためには、当社の独自性を十分理解した上で、中長期的な視点に立った経営を行っていくことが必要となります。具体的には、「グループの総合力」、「商品開発力」、「生産力」、「販売力」及び「ブランド力」の維持・強化のための既存の事業の強化及び新規事業の拡大等に重点を置いた経営が必要不可欠となります。当社の株式の大量買付を行う者がこれら当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社が、当社グループの企業価値の源泉である「グループ総合力」、「商品開発力」、「生産力」、「販売力」及び「ブランド力」の維持・強化を今後も継続的に実践していくためには、() 当社グループの商品開発力及び生産力、販売力、ブランド力及びグループ総合力の根幹となる人的資源及びノウハウの確保・充実、() 当社グループ内の人的資源及びノウハウを有機的に結合させる当社独自の D I V (ディヴィジョン) 制の維持、() 契約工場及び仕入先、並びに量販店、専門店、百貨店等の小売店等といった取引先との信頼関係の維持、() 当社グループ全体での更なるノウハウの獲得のための S P A 事業や O E M 事業のパートナーとの信頼関係の維持、() 当社及び子会社間のシナジーを最大限発揮するための当社グループ体制の維持が、不可欠であります。

そして、当社は、それぞれのグループ内の各事業の特性を深化させつつ、商品開発ノウハウ、商品供給力及び人材等のグループ内の経営資源を有機的に結合させ、その有効活用を図ることによりシナジー効果を発揮するとともに、当社グループの事業規模を拡大し、収益性を向上・安定化させることにより、企業価値の向上を目指しております。具体的には、以下の施策の維持・強化を図っております。

(a) グループ総合力の維持・強化

当社グループ各社は、それぞれの得意分野への集中を図りつつ、当社グループ間の連携によるシナジー効果を生かし、「グループ総合力」の維持・強化を図っております。

(b) 商品開発力の維持・強化

総合チャネル卸売事業では、流行を的確に捉えた商品をタイムリーに企画するため、当社独自の組織体制として、D I V制を採用しております。このD I V制においては、それぞれの商品別に各D I Vが企画から生産販売までを一括管理しており、各D I Vが担当商品に特化しつつ機動的な商品開発に取り組むことを可能としております。

(c) 生産力の維持・強化

当社は、高品質かつ低コストの商品を、タイムリーかつ多量に生産供給することを実現するため、生産のほとんどを信頼関係のある海外の契約工場に委託するとともに、多量の原材料・商品を外部から仕入れているほか、効率的な生産及び在庫管理を実現するノウハウを蓄積し続けております。

(d) 販売力の維持・強化

総合チャネル卸売事業においては、量販店に対し、各D I Vが企画生産する単品商品を販売するのみならず、ライセンスブランド商品やハウスブランド商品の充実によりコーディネート売場を提案・拡充する販売促進活動を推進強化する一方、O E M事業においては、専門店に対し、各社ブランドのO E Mを中心として販売の拡大を展開しております。

(e) ブランド力の維持・強化

総合チャネル卸売事業では、ハウスブランドの育成強化、ライセンスブランドの拡充や「マスターライセンス」の取得等を、O E M事業では、著名ブランドへの受注拡大を図っております。

また、当社は、引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っていく所存です。当社は、営業関連部門の業務執行機関として執行役員制度を採用し、各部門には担当執行役員を配して業務執行に関わる決定及び実行指揮・監督にあたらせる一方、管理部門の主要部門には、担当取締役を配し、部門間の連携を取りつつコンプライアンスの徹底、業務の迅速化及び効率化に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年4月23日開催の第57回定時株主総会において、買収防衛策の内容の一部について改定を行い、継続すること（改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）に株主の皆様のご承認を頂きました。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面及び買付等の内容の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、原則として最長60日間（延長を行う場合、原則として、30日間を上限とし、再延長できないものとし、）の検討作業を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得たうえ、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の提示を行います。当社は、本プランの各手続の進捗状況やその他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。なお、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行うに際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとし、新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当社取締役会は当該決議に従います。当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、買付者等を含む特定買付者等や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件及び当

社が特定買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに原則として新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社が別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、無償にて割り当てます。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が、特定買付者等以外の株主の皆様から当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、特定買付者等以外の株主の皆様が株式の希釈化は原則として生じません。）。

（注）本プランの詳細な内容は、インターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス<http://www.crossplus.co.jp/ir/pdf/release/100316.pdf>）に掲載しております。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a)基本方針の実現に資する特別な取組み（上記の取組み）について

上記に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記の取組み）について

本プランは、上記に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としたものであり、基本方針に沿ったものであり、また以下の理由により当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・株主総会にて株主の皆様のご承認を得て改定及び継続されたものであり、有効期限満了前であっても、株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において廃止の決議が行われた場合はその時点で廃止されること、また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされ、株主の皆様のご意思を重視するものであること。

- ・独立性のある社外者のみから構成される独立委員会を設置しており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること。

- ・独立委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されていること。

- ・本プランの内容として、本プランの発動に関する合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保していること。

- ・独立委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることとされており、独立委員会による判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっていること。

- ・当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役選任を通じて、本プランにつき株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 31,600,000 |
| 計 | 31,600,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年4月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成24年6月13日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|-------------------------------------|------------|
| 普通株式 | 7,718,800 | 7,718,800 | 東京証券取引所市場第二 部及び名古屋証券取引所 市場第二部 | 単元株式数は100株 |
| 計 | 7,718,800 | 7,718,800 | - | - |

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年6月1日からこの四半期報告書提出日までの旧商法に基づき付与された新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成24年2月1日～ 平成24年4月30日 | - | 7,718,800 | - | 1,944 | - | 2,007 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年1月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成24年1月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 400,900 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 7,314,100 | 73,141 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,800 | - | - |
| 発行済株式総数 | 7,718,800 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 73,141 | - |

【自己株式等】

平成24年1月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|----------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| クロスプラス株式会社 | 名古屋市西区花の木三丁目 9番13号 | 400,900 | - | 400,900 | 5.19 |
| 計 | - | 400,900 | - | 400,900 | 5.19 |

(注)平成24年4月30日現在の自己株式数は、400,930株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成24年1月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年4月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 5,952 | 4,204 |
| 受取手形及び売掛金 | 15,580 | 4 14,561 |
| 電子記録債権 | 851 | 1,068 |
| 商品 | 4,637 | 5,069 |
| 貯蔵品 | 27 | 28 |
| その他 | 852 | 1,359 |
| 貸倒引当金 | 16 | 15 |
| 流動資産合計 | 27,885 | 26,276 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 6,124 | 6,359 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 177 | 157 |
| その他 | 637 | 564 |
| 無形固定資産合計 | 814 | 722 |
| 投資その他の資産 | 2 5,062 | 2 5,565 |
| 固定資産合計 | 12,001 | 12,647 |
| 資産合計 | 39,887 | 38,923 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 14,586 | 4 13,449 |
| 短期借入金 | 2,000 | 2,900 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 160 | 160 |
| 未払法人税等 | 98 | 13 |
| 賞与引当金 | 107 | 215 |
| 返品調整引当金 | 109 | 79 |
| ポイント引当金 | 56 | 56 |
| その他 | 1,914 | 1,928 |
| 流動負債合計 | 19,032 | 18,803 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 400 | 360 |
| 退職給付引当金 | 1,191 | 1,167 |
| 役員退職慰労引当金 | 361 | 356 |
| その他 | 268 | 278 |
| 固定負債合計 | 2,222 | 2,163 |
| 負債合計 | 21,254 | 20,966 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成24年1月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年4月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,944 | 1,944 |
| 資本剰余金 | 2,007 | 2,007 |
| 利益剰余金 | 14,804 | 14,012 |
| 自己株式 | 532 | 532 |
| 株主資本合計 | 18,224 | 17,432 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 297 | 443 |
| 繰延ヘッジ損益 | 10 | 6 |
| 為替換算調整勘定 | 42 | 29 |
| その他の包括利益累計額合計 | 243 | 420 |
| 少数株主持分 | 164 | 103 |
| 純資産合計 | 18,632 | 17,956 |
| 負債純資産合計 | 39,887 | 38,923 |

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

| | 前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 2 月 1 日 至 平成23年 4 月30日) | 当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 2 月 1 日 至 平成24年 4 月30日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | 17,377 | 18,180 |
| 売上原価 | 13,410 | 14,320 |
| 売上総利益 | 3,967 | 3,859 |
| 返品調整引当金戻入額 | 101 | 109 |
| 返品調整引当金繰入額 | 73 | 79 |
| 差引売上総利益 | 3,994 | 3,889 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,210 | 5,113 |
| 営業損失 () | 1,215 | 1,224 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 3 |
| 受取配当金 | 14 | 16 |
| 業務受託料 | 6 | 17 |
| その他 | 29 | 17 |
| 営業外収益合計 | 52 | 54 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3 | 4 |
| 賃貸収入原価 | 3 | 3 |
| その他 | 17 | 4 |
| 営業外費用合計 | 23 | 11 |
| 経常損失 () | 1,186 | 1,181 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | 1 | - |
| 投資有価証券売却益 | - | 0 |
| 特別利益合計 | 1 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 1 | 10 |
| 投資有価証券評価損 | 9 | 17 |
| 災害による損失 | 29 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 94 | - |
| 特別損失合計 | 135 | 28 |
| 税金等調整前四半期純損失 () | 1,320 | 1,209 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11 | 12 |
| 法人税等調整額 | 484 | 515 |
| 法人税等合計 | 472 | 502 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失 () | 847 | 706 |
| 少数株主損失 () | 49 | 61 |
| 四半期純損失 () | 797 | 645 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日) |
|--------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 847 | 706 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 87 | 146 |
| 繰延ヘッジ損益 | 60 | 17 |
| 為替換算調整勘定 | 5 | 13 |
| その他の包括利益合計 | 21 | 177 |
| 四半期包括利益 | 868 | 529 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 818 | 468 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 49 | 61 |

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

| |
|---|
| 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日) |
| (連結の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、VENT HONG KONG LIMITEDは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 |

【会計方針の変更等】

| |
|--|
| 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日) |
| (法人税法の改正に伴う有形固定資産の減価償却の方法の変更) 法人税法の改正((経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律 平成23年12月2日 法律第114号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成23年12月2日 政令第379号))に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

| |
|---|
| 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日) |
| (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成24年1月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年4月30日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|-------|---------|----------|--------|----------|-----|----------|---|--------------------------|-------|---------|----------|--------|----------|-----|----------|------|-------|------|-------|-----|--------|-----|--------|
| <p>1 保証債務 取引会社の金融機関に対する債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 21百万円</p> <p>3 当座貸越契約 当社及び連結子会社(株式会社ヴェント・インターナショナル、スタイリンク株式会社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">6,050百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">4,050百万円</td> </tr> </table> | AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED | 20百万円 | 当座貸越極度額 | 6,050百万円 | 借入実行残高 | 2,000百万円 | 差引額 | 4,050百万円 | <p>1 保証債務 取引会社の金融機関に対する債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 10百万円</p> <p>3 当座貸越契約 当社及び連結子会社(株式会社ヴェント・インターナショナル、スタイリンク株式会社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。当第1四半期連結会計期間末日における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">6,350百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,900百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,450百万円</td> </tr> </table> <p>4 四半期連結会計期間末日満期手形等の処理方法 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第1四半期連結会計期間末日は金融機関の休日のため、四半期連結会計期間末日満期手形が期末残高に次のように含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <p>また、四半期連結会計期間末日が決済日となっている売掛金及び買掛金は実際の決済日に処理しておりますので、四半期連結会計期間末日決済売掛金及び買掛金が期末残高に次のように含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">489百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">360百万円</td> </tr> </table> | AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED | 24百万円 | 当座貸越極度額 | 6,350百万円 | 借入実行残高 | 2,900百万円 | 差引額 | 3,450百万円 | 受取手形 | 37百万円 | 支払手形 | 24百万円 | 売掛金 | 489百万円 | 買掛金 | 360百万円 |
| AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED | 20百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当座貸越極度額 | 6,050百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入実行残高 | 2,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 4,050百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED | 24百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当座貸越極度額 | 6,350百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入実行残高 | 2,900百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 3,450百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取手形 | 37百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払手形 | 24百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売掛金 | 489百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 買掛金 | 360百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日) |
|---|---|
| 減価償却費 187百万円 | 減価償却費 172百万円 |
| のれんの償却額 106百万円 | のれんの償却額 19百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|--------|--------------|------------|-----------|-------|
| 平成23年3月11日 取締役会 | 普通株式 | 146百万円 | 20円00銭 | 平成23年1月31日 | 平成23年4月7日 | 利益剰余金 |

当第1四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|--------|--------------|------------|-----------|-------|
| 平成24年3月13日 取締役会 | 普通株式 | 146百万円 | 20円00銭 | 平成24年1月31日 | 平成24年4月5日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

当社グループは、衣料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純損失金額() | 109円01銭 | 88円20銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失金額()(百万円) | 797 | 645 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円) | 797 | 645 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 7,317 | 7,317 |

(注)前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について

は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成24年3月13日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

配当金の総額 146百万円
 1株当たり配当金額 20円
 基準日 平成24年1月31日
 効力発生日 平成24年4月5日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年6月8日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。